

令和 7 年

第 4 回仙北市議会定例会議案

仙 北 市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について
報告第 2 号	専決処分の報告について
報告第 3 号	専決処分の報告について
報告第 4 号	継続費繰越の報告について
報告第 5 号	繰越明許費の報告について
報告第 6 号	予算繰越の報告について
報告第 7 号	予算繰越の報告について
報告第 8 号	継続費繰越額の使用に関する計画の報告について
報告第 9 号	放棄した債権の報告について
議案第 6 1 号	専決処分の承認について
議案第 6 2 号	専決処分の承認について
議案第 6 3 号	専決処分の承認について
議案第 6 4 号	令和 7 年度仙北市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 5 号	工事請負変更契約の締結について

目 次

議案第 66 号	財産の取得について
議案第 67 号	財産の取得について
議案第 68 号	仙北市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第 69 号	仙北市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 70 号	仙北市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 71 号	令和7年度仙北市一般会計補正予算（第3号）
議案第 72 号	令和7年度仙北市田沢財産区特別会計補正予算（第1号）
議案第 73 号	白岩辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月4日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和7年2月25日（火） 午後0時30分頃

場 所 仙北市角館町表町下丁18番地 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金3,234円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専決処分第 2 号

専 決 処 分 書

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月4日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和7年1月17日（金） 午前9時40分頃

場 所 仙北市角館町上菅沢442番地1 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金540,441円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専 決 処 分 書

交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月21日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 事故発生の日時及び場所

日 時 令和7年4月25日（金） 午前9時45分頃

場 所 仙北市角館町白岩入角山13番地1 地先

2. 和解及び損害賠償の相手方

3. 和解に至る経過

仙北市は、事故発生後、相手方と損害賠償について交渉した結果、和解するものである。

4. 和解の内容

（1）仙北市は、相手方に対し、前記事故の損害賠償金として金74,635円を支払う。

（2）本件事故に関し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

継続費繰越の報告について

令和 6 年度仙北市一般会計において、継続費に係る歳出予算の経費を別紙継続費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和 6 年度仙北市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 算 計上額	前年度 通次 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国県支出金	地方債	その他
2 総 務 費	1 総務管理費	庁舎整備事業費	809,725,000	231,216,000		231,216,000	195,008,605	36,207,395	36,207,395	1,807,395		34,400,000	

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

繰越明許費の報告について

令和 6 年度仙北市一般会計において、繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和6年度仙北市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	摘要
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国県 支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	仙北市生活応援商品券事業費	84,600,000	83,123,000		80,778,000			2,345,000	
2 総務費	1 総務管理費	地籍調査事業費	26,651,000	26,651,000		19,911,000			6,740,000	
2 総務費	1 総務管理費	インターナショナルスクール誘致事業費	12,112,000	12,112,000		6,056,000			6,056,000	
2 総務費	1 総務管理費	高度外国人材等受入促進事業費	9,867,000	9,867,000		4,933,000			4,934,000	
4 衛生費	2 水道費	水道事業会計補助金	49,900,000	49,900,000			49,900,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農地集積加速化基盤整備事業費	28,200,000	28,200,000			28,200,000			
6 農林水産業費	1 農業費	元気な中山間農業応援事業費	600,000	600,000			600,000			
6 農林水産業費	1 農業費	農地中間管理機構関連ほ場整備事業費	71,560,000	71,560,000	60,000		71,500,000			
6 農林水産業費	1 農業費	花葉館施設整備事業費	6,686,000	6,686,000					6,686,000	
8 土木費	1 土木管理費	急傾斜危険区域工事費負担金	7,417,000	4,082,000	82,000		4,000,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	雪寒地域建設機械整備費	141,642,000	138,028,000		90,662,000	45,000,000		2,366,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	消雪施設整備事業費	1,000,000	1,000,000					1,000,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修費	7,700,000	7,700,000					7,700,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金事業費	68,833,000	65,497,000		33,651,000	31,500,000		346,000	
9 消防費	1 消防費	大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金	24,780,000	24,780,000			23,500,000		1,280,000	
9 消防費	1 消防費	災害対策総務費	7,260,000	7,260,000	7,200,000				60,000	
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業費	3,500,000	3,062,000					3,062,000	
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費	18,210,000	18,210,000			18,200,000		10,000	

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田口 知 明

予算繰越の報告について

令和 6 年度仙北市水道事業会計において、建設改良費に係る予算を別紙予算繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和6年度仙北市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						地方債	国県支出金	損益勘定留保資金			
Ⅰ 資 本 的 支 出	Ⅰ 建 設 改 良 費	〈改良工事費〉 未普及地域解消事業	237,055,000	84,758,300	149,957,000	40,000,000	59,982,000	49,975,000	2,339,700	0	(卒田配水区) 令和6年度、国の補正予算成立に伴い、前倒し配分となり、繰越前提での交付申請・契約手続きとなったため。
		水道管路緊急改善事業	224,287,000	87,061,700	137,225,000	91,400,000	45,741,000	84,000	300	0	(角館地区) 令和6年度、国の補正予算成立に伴い、前倒し配分となり、繰越前提での交付申請・契約手続きとなったため。
		効果促進事業	60,500,000	0	60,500,000	0	30,250,000	30,250,000	0	0	(耐震診断業務) 令和6年度、国の補正予算成立に伴い、前倒し配分となり、繰越前提での交付申請・契約手続きとなったため。

予算繰越の報告について

令和 6 年度仙北市下水道事業会計において、建設改良費に係る予算を別紙予算繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和6年度仙北市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						企業債	当年度損益 勘定留保資金等			
1 資本的 支 出	1 建設改 良 費	流域下水道建 設費負担金	円 11,828,000	円 8,152,085	円 3,675,000	円 3,500,000	円 175,000	円 915	円 0	【流域下水道 建設負担金1,775,000円】 令和6年度国の補正予算の成立 時期（R6年11月）を考慮する と、財政法上の会計年度末ま でに事業を完了するのは困難 であることから、抜本的に事 業計画を見直す必要があるた め。 【県南地区広域汚泥資源化 事業負担金1,900,000円】 豪雨による休工等の影響に より、場内舗装等の外構工事 について年度内の完成が困難 となったため。

継続費繰越額の使用に関する計画の報告について

令和6年度仙北市下水道事業会計における継続費繰越額の使用に関する計画について、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告する。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

令和 6 年度仙北市下水道事業会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事 業 名	継続費の総額	6 年度継続費予算現額			支払義務 発 生 額	残額	翌年度 繰越 繰越額	翌 年 度 繰 越 額 に 係 る 財 源 内 訳			翌年度繰越 繰越額に係る繰 越を要する棚 卸資産の購入 限 度 額
				予算計上額	前 年 度 繰越繰越額	計				地方債	国県支出金	当年度損益 勘定留保資金 等	
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	ストックマネジメント 事業 【田沢湖浄化センター】	141,130,000	35,160,000	0	35,160,000	0	35,160,000	35,160,000	19,273,000	15,800,000	87,000	

放棄した債権の報告について

仙北市債権管理条例（令和 2 年仙北市条例第 1 号）第 10 条第 1 項の規定により、市の債権について別紙調書のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市債権管理条例に基づく債権放棄調書

番号	債権名	上段：件数、 中段：債権額、 下段：債権を放棄した理由	不納欠損 処理日	所管部署
1	市立病院診療費 (私債権)	1 件	令和7年3月31日	角館総合病院
		1, 485, 590円		
		第 6 号 死亡・行方不明等		

債権を放棄した理由 (仙北市債権管理条例第10条)	第 1 号 生活困窮、 第 2 号 破産等、 第 3 号 消滅時効、 第 4 号 強制執行後の無資力、 第 5 号 徴収停止後も無資力、 第 6 号 死亡・行方不明等
------------------------------	---

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、仙北市市税条例（平成17年仙北市条例第48号）の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専決処分第 3 号

専 決 処 分 書

仙北市市税条例（平成 17 年仙北市条例第 48 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市市税条例の一部を改正する条例

仙北市市税条例（平成17年仙北市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第33条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第35条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第35条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第61条の2第1項第1号中「同じ。）又は法人番号」の次に

「（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加える。

第79条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第85条第2項第2号中「個人番号をいう。」の次に「以下この号及び」を、「同じ。）又は法人番号」の次に「（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同項第5号中「定格出力」の次に「（第79条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第86条第2項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第131条の3第2項第1号中「及び法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

第140条第1号中「）又は法人番号」を「以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」に改める。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第88条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法

により換算した紙巻たばこ（第88条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（1） 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

（2） 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第89条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第33条の2、第35条の2第1項ただし書、第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

（2） 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

（3） 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の仙北市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7

年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の仙北市市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 5 条 新条例第79条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、仙北市市税条例第88条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第90条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第16条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 仙北市市税条例第90条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、仙北市国民健康保険税条例（平成20年仙北市条例第22号）の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

専決処分第 4 号

専 決 処 分 書

仙北市国民健康保険税条例（平成 20 年仙北市条例第 22 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 処分

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

仙北市国民健康保険税条例（平成20年仙北市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の仙北市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度仙北市一般会計補正予算（第16号）について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

工事請負変更契約の締結について

旧市立角館総合病院解体工事請負変更契約を次のとおり締結するものとする。

上記、仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約の目的 | 旧市立角館総合病院解体工事請負変更契約 |
| 2. 契約金額 | 既契約金額 794,750,000円
変更契約金額の減額 59,353,800円
変更後の契約金額 735,396,200円 |
| 3. 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4. 契約の相手方 | 秋田県仙北市西木町西明寺字荒町東164番地7
小松・瀧神・万六特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小松建設
代表取締役 小 松 嘉 次 |

財産の取得について

仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するので議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 名称及び数量 公用車（電動車） 5 台
2. 購入価格 19,417,802 円
3. 購入の相手方 秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野115番地
株式会社 田沢モータース
代表取締役 吉 田 雄 吾

財産の取得について

仙北市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年仙北市条例第45号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するので議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

記

1. 名称及び数量 軽四輪駆動小型消防ポンプ付積載車 4台
2. 購入価格 35,200,000円
3. 購入の相手方 秋田県湯沢市川連町字万九郎屋布32番地
株式会社 高義商会
代表取締役 高 橋 功

議案第 68 号

仙北市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

仙北市国民健康保険条例（平成17年仙北市条例第101号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙北市国民健康保険条例（平成17年仙北市条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の前の見出し及び同項から第8項まで並びに附則第9項の前の見出し及び同項から第11項までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

仙北市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例制定について

仙北市後期高齢者医療に関する条例（平成20年仙北市条例第
2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

仙北市後期高齢者医療に関する条例（平成20年仙北市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

仙北市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

仙北市病院事業の設置等に関する条例（平成17年仙北市条例
第185号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもの
とする。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

仙北市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

仙北市病院事業の設置等に関する条例（平成17年仙北市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表市立角館総合病院の項病床数の欄中「一般病床170床」を「一般病床 152床」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 73 号

白岩辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
について

白岩辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月6日 提出

秋田県仙北市長 田 口 知 明

総 合 整 備 計 画 書

秋田県仙北市 白岩 辺地
(辺地の人口 1,051 人・面積 7 km²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

仙北市角館町藺田板井村、銭神、大久保、釣田、保呂石、家ノ東、清水涌、斉藤川、中村、後田、下夕村、新田、上花園、花園、碓メ石、桜田堰ノ上、別当村、古川、西村、田向、田中、遠藤、久保、東釣田

仙北市角館町白岩前郷、町東、寺後、念仏殿、新西野、上西野、下西野、下掬、本町、平城、愛宕山、入角山、上ノ台、高屋敷、堂野口、前田、天神堂

(2) 地域の中心の位置

秋田県仙北市角館町藺田板井村

(3) 辺 地 度 点 数

105 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

(自動車)

当辺地は、集落が点在し、市の中心地から遠距離に位置している。令和 7 年度より現在の白岩小学校が学校の統廃合により角館小学校へ統合される。

そのため、白岩小学校に通学していた児童はより遠方にある角館小学校に通学することになるため、新たな交通手段を確保することが必須である。

このことから、児童が小学校へ通学する手段としてスクールバスの整備が必要である。

(白岩コミュニティセンター)

当辺地は、集落が点在し、市の中心地から遠距離に位置している。少子高齢化・人口減少等による地域コミュニティの弱体化と遊休施設の有効活用の課題を解決するため、令和 7 年 3 月で閉校となった白岩小学校を地域住民が集えるコミュニティセンターとして再生するための改修が必要となる。また、施設内に放課後児童クラブを設け、地域の子育て支援機能を補完し、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりが必要である。

3. 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度まで 5 年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
施設名	事業主体名		特定財源	一般財源	
自動車	仙北市	12,604	3,900	8,704	8,000
白岩コミュニティ センター	仙北市	(0) 39,158	(0) 19,579	(0) 19,579	(0) 19,500
		(12,604) 51,762	(3,900) 23,479	(8,704) 28,283	(8,000) 27,500

() は変更前